

学校における新型コロナウイルス 感染症の予防と対応

令和2年3月24日暫定版

福島県教育庁健康教育課

「コロナウイルス」とはどのようなウイルスですか？

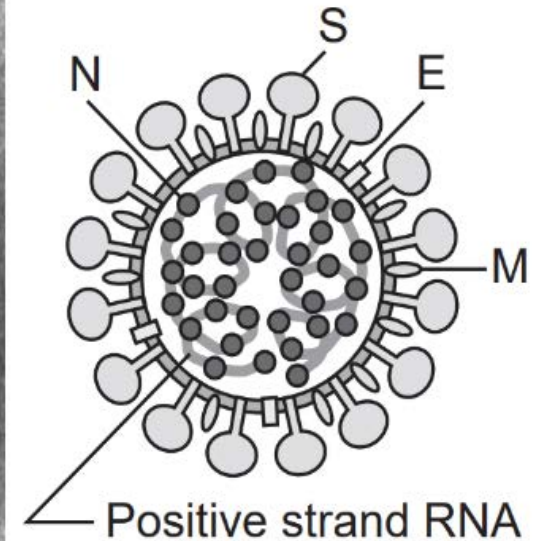
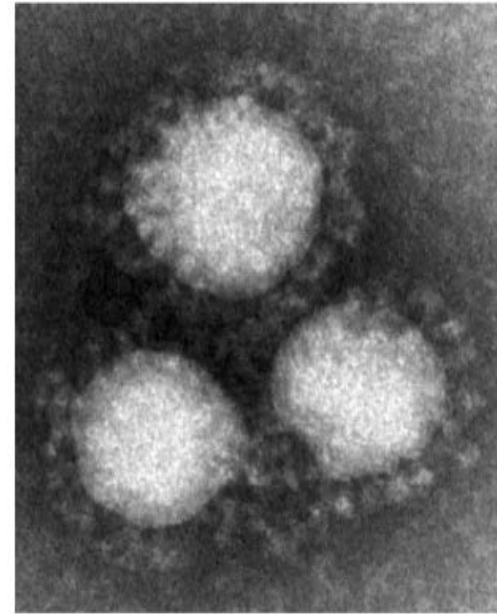
これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中の一つが、昨年12月以降に問題となっている、いわゆる「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」です。

このうち、4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占め、多くは軽症です。

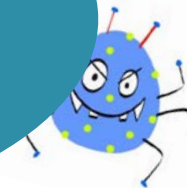
残りの2種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」です。コロナウイルスはあらゆる動物に感染しますが、種類の違う他の動物に感染することは稀です。また、アルコール消毒（70%）などで感染力を失うことが知られています。

ウイルス学的特徴

電子顕微鏡で観察されるコロナウイルスは、直径約100nmの球形で、表面には突起が見られる。形態が王冠“crown”に似ていることからギリシャ語で王冠を意味する“corona”という名前が付けられた。ウイルス学的には、ニドウイルス目・コロナウイルス亜科・コロナウイルス科に分類される。脂質二重膜のエンベロープの中にNucleocapsid (N) 蛋白に巻きつけたプラス鎖の一本鎖RNAのゲノムがあり、エンベロープ表面にはSpike (S) 蛋白、Envelope (E) 蛋白、Membrane (M) 蛋白が配置されている。



脂肪に包まれているので、石けんやアルコールに弱いのです(^_^;)



各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行
について(施行通知)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和2年厚生労働省令第9号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第10号)が公布されたところである(別添参照)。

これらの命令は、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・疑似症患者に対する適用(第8条第1項)
- ・医師の届出(第12条)
- ・感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(第15条)
- ・健康診断(第17条)
- ・就業制限(第18条)
- ・入院(第19条及び第20条)
- ・移送(第21条)
- ・退院(第22条)
- ・検体の収去等(第26条の3)
- ・検体の採取等(第26条の4)
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒(第27条)
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除(第28条)
- ・物件に係る措置(第29条)
- ・死体の移動制限等(第30条)
- ・質問及び調査(第35条)
- ・入院患者の医療(第37条)

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している
※ 括弧内は、感染症法の条文番号

令和2年2月1日 新型コロナ
ウイルスは**指定感染症(2
類相当)**に定められました。
同年3月13日には、**新型
コロナウイルス感染症対策特
別措置法**が成立しました。

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで	
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日が経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日が経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル、傘、ブラシの共用は避ける)
伝染性軟属腫(水いぼ)		出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)	
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)など

令和2年1月28日 文部科学省 事務連絡
(令和2年1月29日付け元教健第845号)
「新型コロナウイルス感染症の『指定感染症』への指定を受けた学校保健安全法上の対応について」

当該政令により指定感染症に指定されると、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める第一種感染症とみなされます(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条第2項)。このため、各学校(専修学校を含み、各種学校を含まない。)の校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）

政府は、これまで新型コロナウイルス感染症に関し、国内侵入を防止する、あるいは遅らせることを主眼とした水際対策を始め、様々な対策を講じてきました（図中①）。

ここへ来て、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスターが把握されていることから、集団発生を防ぎ、感染の拡大を抑制すべき時期に入っていると認識しています（図中②）。

今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であり、確実かつ効果的な対策を講じることにより、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止していかなくてはなりません。

社会・経済へのインパクトを最小限にとどめるためには、「患者の増加スピードを抑えること」と「流行の規模を下げ、患者数のピークを下げること」が必須となります（図中③）。

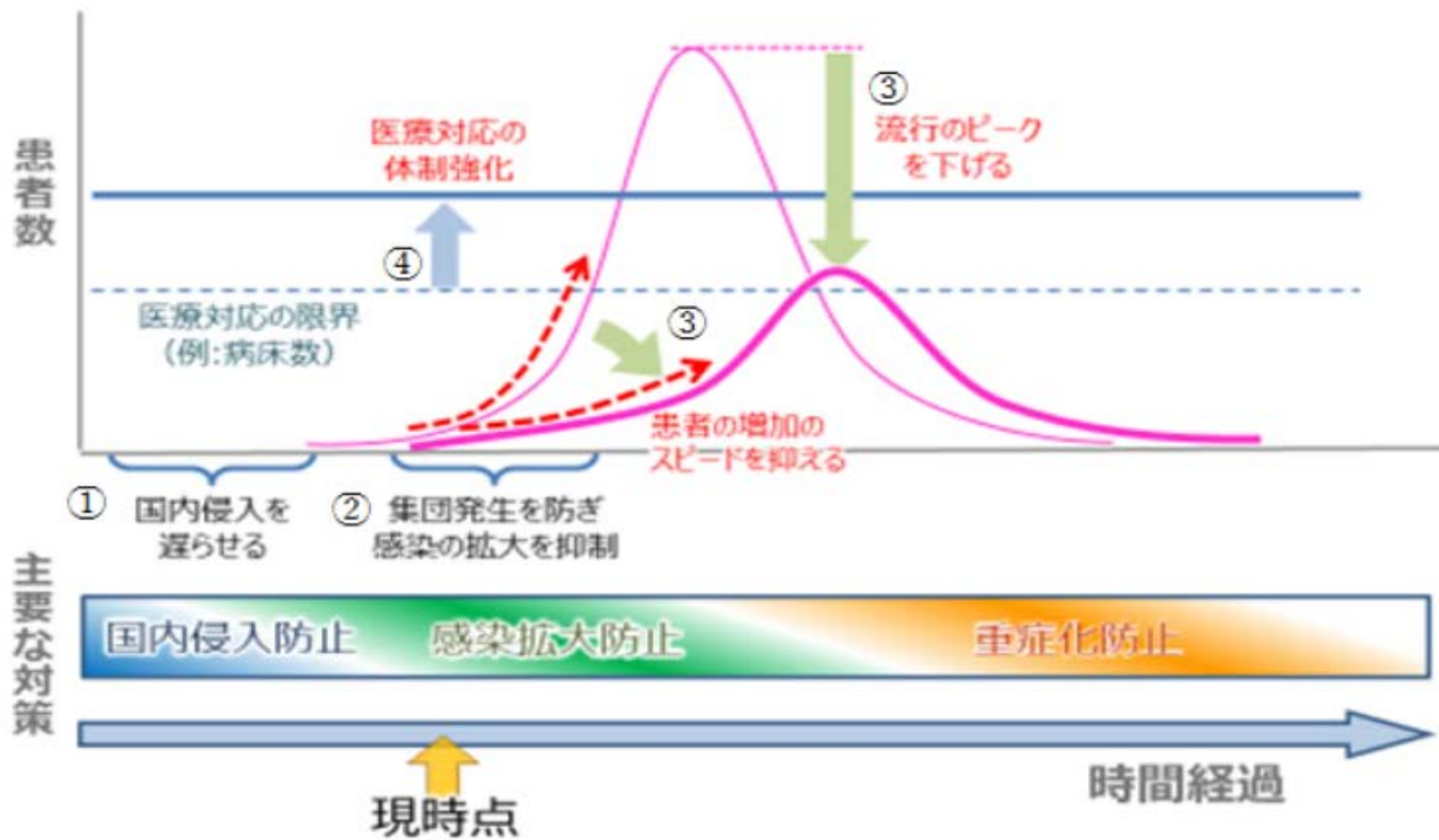
あわせて、その間に、国内で患者数が大幅に増加したときに備え、重症となった方にも対応できるよう医療提供体制等の必要な体制を整える必要があります（図中④）。

このため、今般、政府は、現在講じている対策と今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理し、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を政府はとりまとめました。

※「小規模患者クラスター」とは、感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことをいいます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）

新型コロナウイルス対策の目的（基本的な考え方）

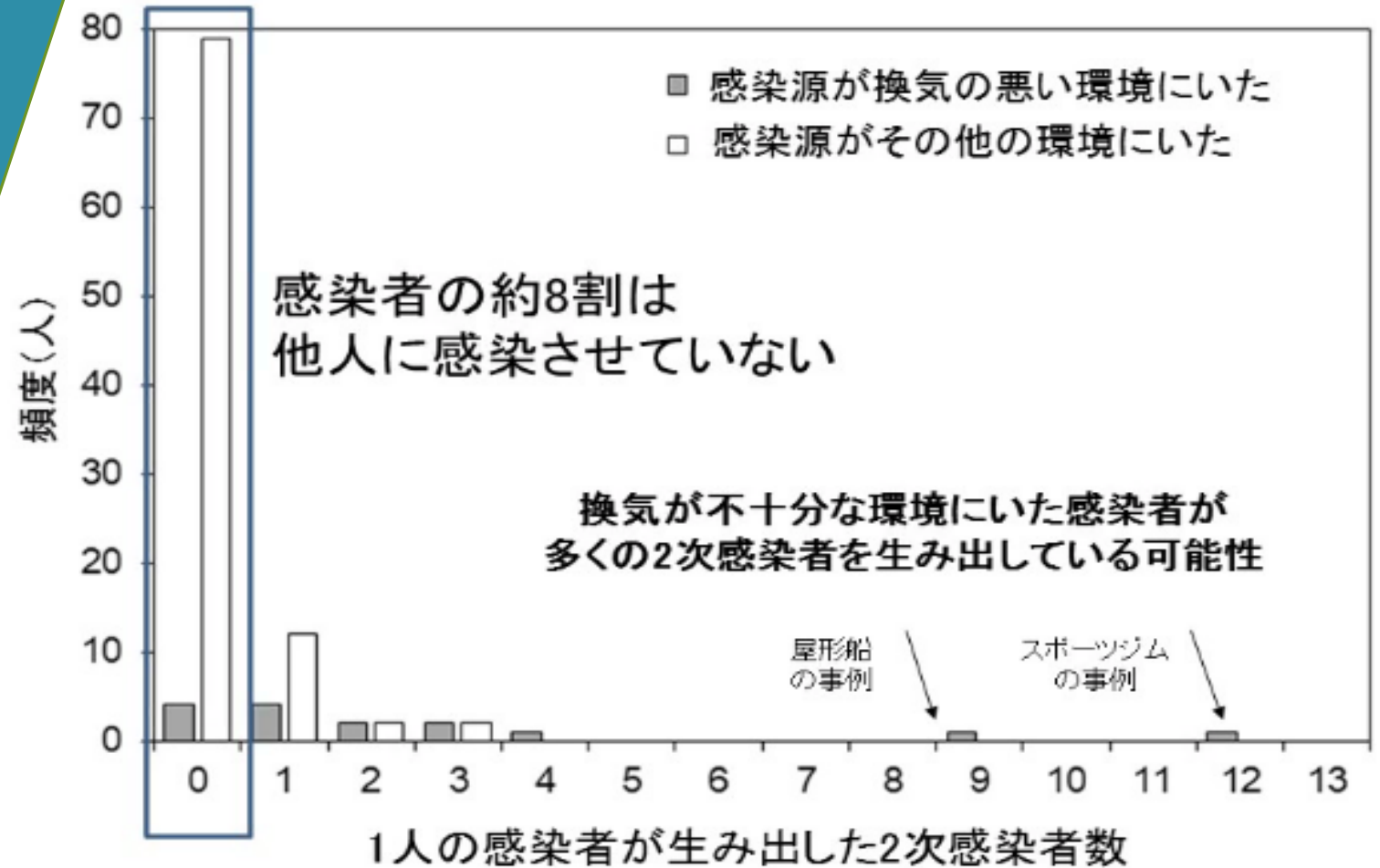


多くの事例では新型コロナウイルス感染者は、周囲の人にほとんど感染させていないものの、一人の感染者から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在します(屋形船やスポーツジムの事例)。また、一部地域で小規模患者クラスターが発生しています。

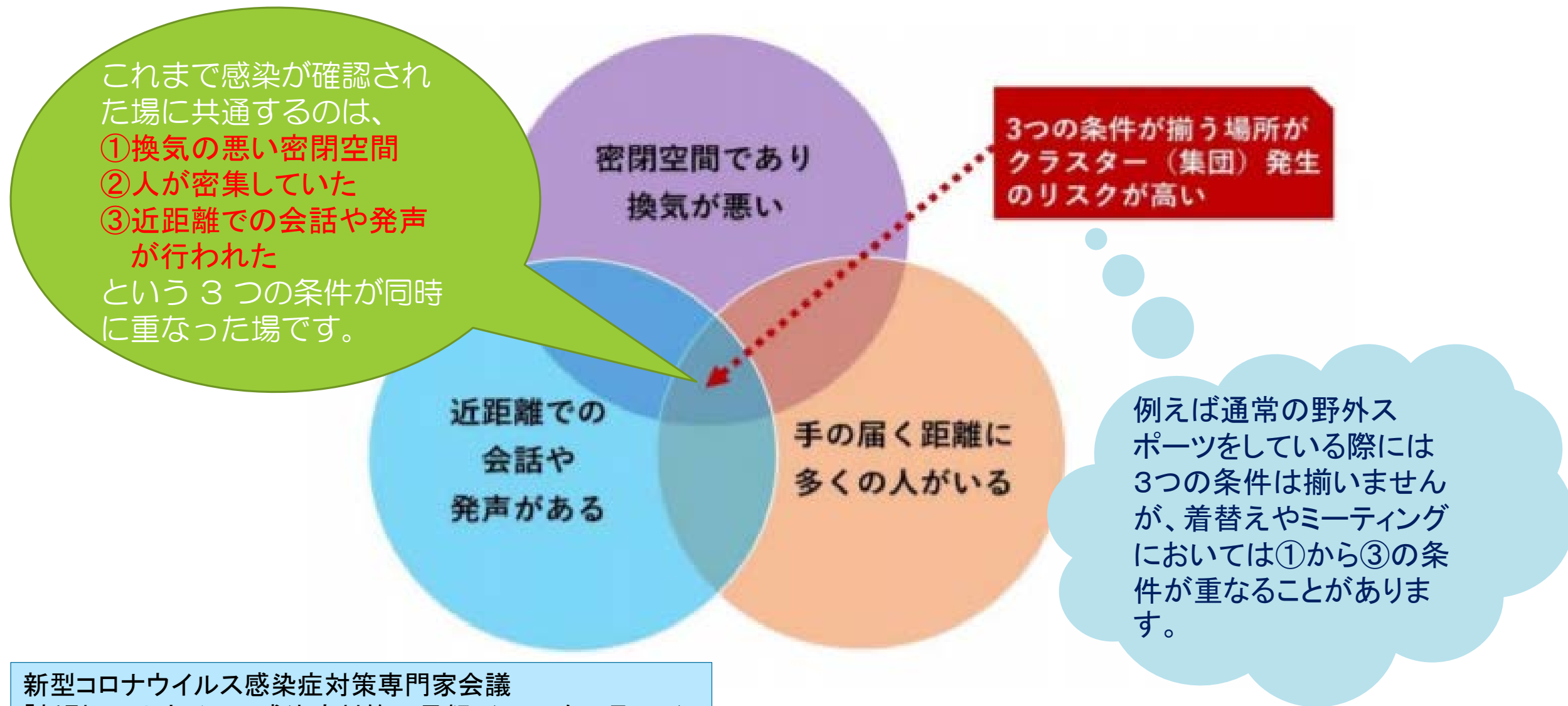
※「小規模患者クラスター」とは、感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことを言います。

急激な感染拡大を防ぐためには、小規模患者クラスターの発生の端緒を捉え、早期に対策を講じることが重要です。これまでの感染発生事例をもとに、一人の感染者が生み出す二次感染者数を分析したところ、感染源が密閉された(換気不十分な)環境にいた事例において、二次感染者数が特徴的に多いことが明らかになりました。(右のグラフ)

一人の感染者が生み出した2次感染者数 (2月26日時点の国内発生110例の分析結果)



これまでクラスター(集団)の発生が確認された場面とその条件



(5) 学校等について

春休み明け以降の学校に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくことが重要です。この観点から、まずは、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要です。

(中略)

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声できるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要です。

併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にもご留意ください。

新型コロナ いま、 拡げない ために

換気が少ない室内

手を伸ばせば触れる距離

飲み会・立食パーティ・懇親会

一定時間、話す

閉鎖空間での食事会をしない

行動パターンを見直そう

厚生労働科学研究費補助金「大規模イベント」時の感染対策等に関する研究

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000602324.pdf>

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

密を避けて外出しましょう!

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ 検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

若者の感染について

「新型コロナウイルス感染症対策の見解」

【全国の若者の皆さんへのお願い】

10代、20代、30代の皆さん。

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは低い
です。でも、このウイルスの特徴のせいで、こうした症状の軽い
人が、重症化するリスクの高い人に感染を広めてしまう可能性が
あります。

皆さんが、人が集まる風通しが悪い場所を避けるだけで、多く
の人々の重症化を食い止め、命を救えます。

感染経路と予防について

どうやって感染するの？

現時点では、**飛沫感染**と**接触感染**の2つが考えられます。

(1) **飛沫感染**：感染者の飛沫（くしゃみ、咳（せき）、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面：屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき

(2) **接触感染**：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。

※感染場所の例：電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど



感染を防ぐには・・・

石けんをつけて手を洗うことが大切です！

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

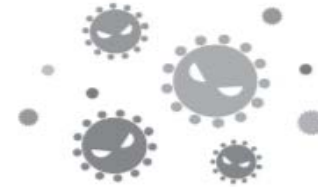
厚労省 検索



他の人にうつさないためには・・・咳エチケットを心がけましょう！

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省 検索



新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？

A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはありますか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

首相官邸のHPから一般向けのチラシをダウンロードできます。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

学校の衛生管理について

○子供の居場所の確保に係る衛生管理について

臨時休業の実施に際して、学校施設等において児童生徒を預かるなどの措置を講ずる際には以下の事項に留意してください。

1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

2 環境衛生管理の留意事項

①教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避

教室等において、座席間を離して配置し、1m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに（図参照）、不要な接触は避けるよう指導する。

②適切な環境の保持

教室等の適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講ずる。

③教室等の清掃

教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

例）次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の注意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ1杯）を 2 Lの水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

3 昼食をとる際の留意事項

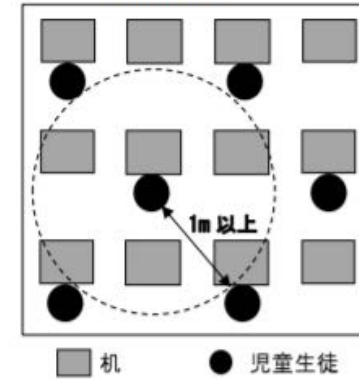
①食事前の手洗い等の徹底

食事の前の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行うなど、指導を徹底する。

②昼食時の児童生徒の配置について

昼食時においても、その他の時間同様、できる限り周囲との距離を離すとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

図：座席配置のイメージ



咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため^{1,2}、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1 m 以上保つように座席を配置する²。

¹ 厚生労働省動画チャンネル (YouTube)

「マスク着用の重要性 (インフルエンザをうつさないために)」

https://www.youtube.com/watch?v=9Mkb4TMT_Cc

² 東北医科薬科大学病院感染症制御部・仙台東部地区感染対策チーム、新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第1版]

http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf

令和2年3月2日 付け元文科初第1598号文部科学省・厚生労働省の文書(令和2年3月3日付元教健第939号)

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」

1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

2 環境衛生管理の留意事項

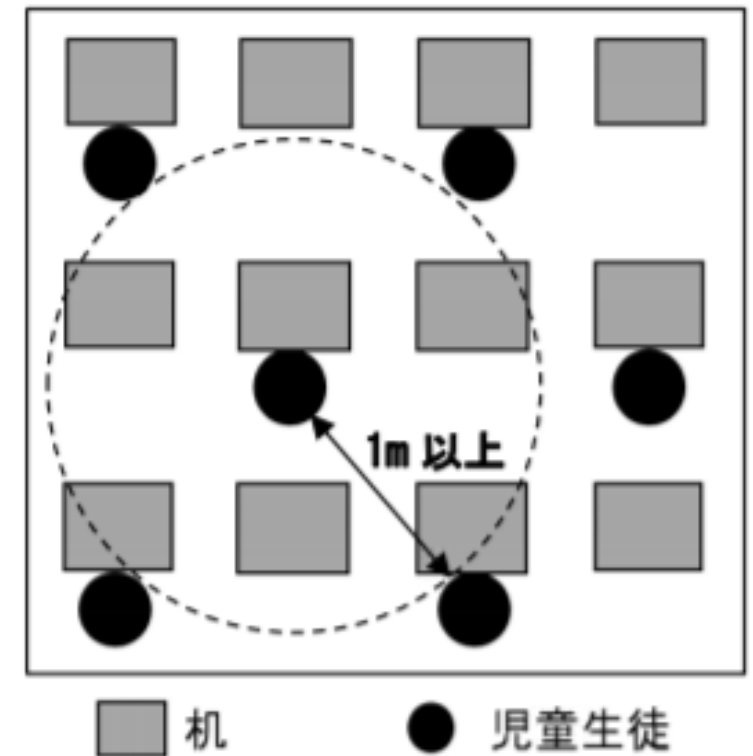
- ① 教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避

教室等において、座席間を離して配置し、1m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに（図参照）、不要な接触は避けるよう指導する。

- ② 適切な環境の保持

教室等の適切な環境の保持のため、**1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気**を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講ずる。

図：座席配置のイメージ



③ 教室等の清掃

教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

例）次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の注意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度0.05%~0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25 mL（漂白剤のキャップ1杯）を2 Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

3 昼食をとる際の留意事項

- ① 食事前の手洗い等の徹底
食事の前の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行うなど、指導を徹底する。

- ② 昼食時の児童生徒の配置について
昼食時においても、その他の時間同様、できる限り周囲との距離を離すとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

【参考】

1 厚生労働省動画チャンネル (YouTube)

「マスク着用の重要性 (インフルエンザをうつさないために)」

https://www.youtube.com/watch?v=9Mkb4TMT_Cc

2 東北医科薬科大学病院感染症制御部・仙台東部地区感染対策チーム、新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第1版]

http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf

児童生徒等に感染が疑われたら

新型コロナウイルスを防ぐには

該当する症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう保護者に伝えましょう。

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、マスク着用等の咳エチケットを行ってください。咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。

持病がある方、高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

令和2年2月25日改訂版

次の症状がある方は、まずは「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【福島県】帰国者・接触者相談センター

受付時間：午前9時～午後5時平日のみ

県北保健所	024-534-4108	県中保健所	0248-75-7827
県南保健所	0248-21-8188	会津保健所	0242-29-5203
南会津保健所	0241-63-0306	相双保健所	080-2807-0489
福島市保健所	024-535-8662	郡山市保健所	024-924-2163
いわき市保健所	0246-27-8596		

受付時間外は上記電話番号におかけいただき、案内に従ってご連絡ください。

緊急携帯電話等での対応となります。

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。また、新型コロナウイルス感染症の検査は、現時点では医療機関で行っておりません。検査についても下記でご案内しています。

厚生労働省相談窓口 0120-565653 (9:00~21:00 土日・祝日も実施)
聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

【福島県】専用相談ダイヤル 024-521-7871 (8:30~21:00平日のみ)

保健所の受付時間：8:30~17:15平日のみ(中核市保健所の時間は異なる場合があります)

県北保健所	024-534-4113	県中保健所	0248-75-7818
県南保健所	0248-22-6405	会津保健所	0242-29-5512
南会津保健所	0241-63-0306	相双保健所	0244-26-1329
福島市保健所	024-535-8661	郡山市保健所	024-924-2163
いわき市保健所	0246-27-8595		

最新情報についてはホームページをご覧ください [福島県](#) [新型コロナ](#)で検索



ふくしまからはじめよう。

学校で感染者が発生したときの 初期対応

学校の初期対応について

【対 応】

【報 告】

① 臨時休業措置

- 臨時休業の決定及びその範囲（学級・学年・学校・地域）
・期間等は、保健所の助言による。学校医と連携する。
※学校保健安全法第20条により学校の設置者が行う。

① 学校から市町村教育委員会へ

- 電話による第一報の後、別紙2「報告様式」により報告する。
（市町村教育委員会は教育事務所へ）
（教育事務所は県教育委員会へ）
※学校保健安全法施行規則第18条の学校感染症第1種として扱う。

② 出席停止措置

- 出席停止者の範囲（濃厚接触者の特定）及び期間は、保健所の助言による。学校医と連携する。
※学校保健安全法第19条により校長が行う。

② 「学校等欠席者・感染者情報システム」入力

- システムログイン後、学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖、出席停止の画面から入力する。
※お知らせ「新型コロナウイルス感染症関連の疾患登録について」を参照（別紙3）

③ 保護者へ通知

- 臨時休業の場合（市町村教育委員会） → 対象となる全児童生徒の保護者へ
- 出席停止の場合（学校） 感染している児童生徒の保護者へ ・感染の疑いがある児童生徒の保護者へ

④ 保健所が行う感染経路・濃厚接触者特定への協力

⑤ 校内の環境整備・衛生消毒

- ・記載した内容は現時点での見解であり、今後変更される可能性があります。
- ・今後の対応の詳細については、県新型コロナウイルス感染症対策本部からの指示や要請により決定します。

(各教育事務所長経由)

31教健第1号
平成31年4月1日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公印省略)

感染症・食中毒への対応と発生時報告について(依頼)

このことについて、感染症・食中毒の発生があった場合の対応について、貴所管の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校へ周知をお願いします。

記

1 感染症発生時の対応

(1) 学校欠席者情報収集システムへの入力

- ① 授業日は上記システムに欠席者、出席停止者情報を入力する。出席停止者については教育委員会の指示により「臨時」または「月報」のどちらかで報告する。
- ② 「麻疹」、「麻しん」、「風しん」、「腸管出血性大腸菌」の4つが入力された場合は、県教育委員会、当該教育事務所、当該市町村教育委員会、当該保健所へ学校での入力と同時に自動で確認メールが送信されるため、事実確認を行い当該保健所と連携を図る等適切に対応する。また、「感染疑い」で入力後、陰性であることが確認された場合は速やかな訂正を求める。

2 発生時報告

(1) 発生時報告を要するもの

- ① 同一原因による感染症・食中毒の集団発生が疑われる場合
- ② 以下の感染症発生の場合
学校保健安全法附則第18条の学校感染症の第1種の感染症の全部、第2種の感染症のうち麻疹、麻しん、風しん、第3種の感染症のうちコレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
- ③ その他(感染力が強く対応が必要と判断されるもの)

(2) 発生時報告の経路と様式

別紙1の経路により、経路がわかるよう報告様式に時系列にまとめた報告する。

3 発生した際の措置と留意点

- (1) 感染症の経路や流行・発生の態様が様々であり、それに適した対応が必要となることから、集団発生が疑われる場合や、早急な対応が必要となる感染症の発生が確認された場合は、速やかに学校医、所属の教育事務所(学校にあっては所属の市町村教育委員会)、保健所等に連絡し患者の対応に万全を期する。
- (2) 学校医の意見を聞き、臨時健康診断、消毒その他の措置の計画を立て、これに基づいて措置を行う。
- (3) 必要に応じて出席停止、臨時休業(学校、学年、学級)を行う。
- (4) 学校内に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適切な処置をする。
- (5) 保護者に対しては、集団発生状況を周知し、協力を求める。
- (6) 感染症・食中毒の発生原因については関係機関と連携し、これを明らかにするよう努め、その原因の除去・予防に努める。
- (7) 食中毒の発生に当たっては、児童生徒の食生活の衛生と安全について十分な注意を払い、その実態に応じた指導を行う。
- (8) 学校行事等の実施に当たっては、児童生徒の安全・安心を第一に適切に判断する。

(事務担当 健康教育課 指導主事 長尾 電話 024-521-8409)

※別紙2 報告様式

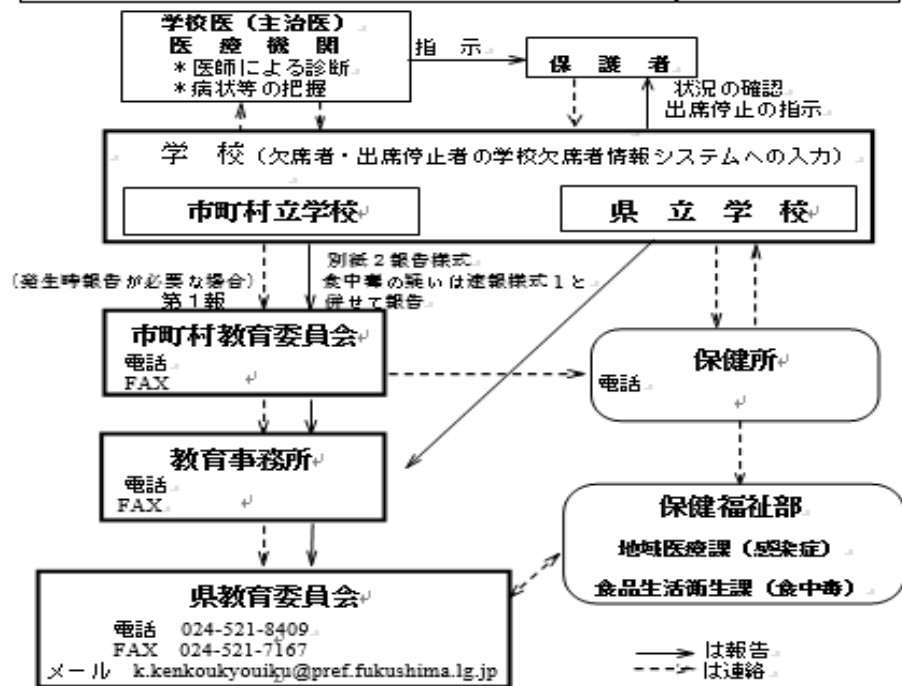
(1)報告日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
(2)発信者			
(3)学校名			
(4)診断名			
発生者数	人		
出席停止者数	1 出席停止者数	学年別に記入	(1出席停止者数+2同様の症状による欠席者数)
	2 同様の症状による欠席者数(1は除く)	合計 人	(%)
	3 登校している児童・生徒で症状を訴えている数	人	
(7)措置状況	休校	有・無	月 日から 月 日まで
	学年閉鎖		年 月 日から 月 日まで
	学級閉鎖		年 組 月 日から 月 日まで
	繰下登校 繰上下校		年 組 月 日から 月 日まで
(8)発生の経過	(その他参考となる事項)		

年度初めに県教育委員会から文書が出ますのでご確認ください。

マスコミ報道 (あり・なし・未定)

学校における感染症・食中毒等発生時の報告

登校時・登校後		給食後 (下校後を含む)
保護者、医療機関 等からの連絡	児童生徒の欠席者 が多数	体調不良、早退者 が多数
<発生時報告が必要なもの> 1 同一原因による感染症・食中毒の集団発生が疑われる場合 2 学校保健安全法施行規則第18条の学校感染症の第1種感染症の全部、第2種感染症のうち結核、麻疹、風しん、第3種感染症のうちコレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスが発生した場合 3 その他(感染力が強く対応が必要と判断されるもの) ※ 給食による食中毒が疑われる場合は別紙2報告様式と併せて、速報(様式1)により報告する。		嘔吐、下痢、腹痛 等の症状 * 給食による食中毒が疑われる場合



感染者が出たら、**慌てず、保健所との連絡を密にし、助言を受け対応しましょう。**

まず**電話**で第1報を市町村教育委員会や当該教育事務所をお願いします。

発生時に報告が必要な感染症・食中毒の発生があった場合は、上記の連絡経路により迅速に第1報を電話で報告する。
その後、詳細が把握でき次第、発生の経過について報告様式に時系列にまとめ FAX 又はメールで報告する。

【新型コロナウイルス感染症の学校等欠席者・感染症情報システムの入力について】

「お知らせ」はログイン前の画面に表示されます。

お知らせ「新型コロナウイルス感染症関連の疾患登録について」
 本システムの登録疾患に「新型コロナウイルス感染症」の疾患名ならびに学校(学級)閉鎖の事由についての項目が追加されました。
 下記の点に留意いただき入力願います。

追加する疾患
 1) 「新型コロナウイルス感染症(疑い)」
 →発熱等の症状があり自宅待機をしているケースで、学校では出席停止扱いにする場合に選択してください。
 2) 「新型コロナウイルス感染症」
 →新型コロナウイルス感染症が確定された場合に選択してください。
 3) 「教育委員会または主管課の指示による」
 →管轄機関の指示等により感染者は発生していないが、積極的な臨時休校の場合に選択してください。

なお、本システムへの入力により、一般公開情報に疾患名が公開されることはございません。

○ 学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の入力。

「新型コロナウイルス感染症」
 「新型コロナウイルス感染症の疑い」
 「教育委員会または主管課の指示による」のいずれかを選択。

日付: 2020年03月02日

教育委員会または主管課の指示による

罹患人数 (総欠席者数)	閉鎖内容 閉鎖期間	主要症状	備考
0 人	学校閉鎖	<input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 悪寒 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐(かぜ) <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 腸炎 <input type="checkbox"/> その他	
0 人	2020年03月02日 ~ 2020年03月05日		

※罹患人数は、該当症状での「総欠席者」+「登校しているが、症状を発症している者」の総数を入力してください。

※インフルエンザによる閉鎖の場合、総欠席者数は、「インフルエンザ罹患状況の欠席人数」+「インフルエンザによる出席停止の人数」を入力してください。

登録

児童生徒の心のケア

感染症対策下における

子どもの安心・安全を高めるために

～子どもに関わるすべての方々へ 2020年3月2日～



新型コロナウイルス感染症対策として、感染の拡大のスピードを抑制するため、さまざまな取り組みが行われています。その中で、学校の休校、イベントの中止やいろいろな情報が流れるなど、子どもや子どもの身近にいる大人の生活にも大きな影響が出てきています。



子どもたちの中には、自分や家族も病気になるのではないかと不安を抱き、いつもと異なる反応や行動がみられることがあるかもしれません。これらの反応・行動は一般的なことであることを知っておくことが大切です。

一般社団法人 日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム
一般社団法人 日本公認心理師協会災害支援委員会
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どもや親、養育者の不安を軽減する： 正しい情報を伝えること



感染症の流行や自然災害など大きな出来事が起こった際には、その出来事に関するいろいろな情報やうわさが広がり、そのことによって、どの情報が正しいのかの判断が難しくなることがあります。子どもはよりその影響を受けやすいといえます。子どもが心身ともに良い状態で過ごすために、ぜひ皆さんに気をつけていただきたいことがあります。

子どもが出来事に関連したテレビのニュースや映像を繰り返し見ることがないようにしてください。子どもは認知的にも情緒的にも発達途中段階であるため、映像の中の出来事を現在の状況ととらえたり、より不安や恐怖を増強することがあります。

また、年齢が高くなるにつれ、スマートフォンやインターネットを通して、子どもが自分で情報を得られるため、うわさやデマの被害に遭うリスクが高くなります。子どもに対しては、個々の発達や理解に合わせた情報の提供や、正しい情報の取り方について話し合うなど、家族や身近にいる大人のサポートが必要です。情報が、いつ、どこ（誰）から発信されたものかについて、注意を払うようにしてください。



一般社団法人 日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム
一般社団法人 日本公認心理師協会災害支援委員会
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

不安やストレスを抱えた子どもや家族へのコミュニケーション

不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている子どもや家族と関わる時には、以下を参考にしてください

- ニーズや心配事を確認する。
- 支援が必要と思われる子どもに注意を向ける。
- 安心して落ち着けるよう手助けする。
- 自ら話すことを聞く。
- 基本的ニーズ（衣・食・住）を満たし、可能な限り日課や習慣を保つ規則正しい生活を保つ。
- 室内でも、ストレッチやラジオ体操をするなど少しでも体を動かす工夫を生活の中に取り入れる。
- 信頼できる情報を得られるように手助けをする。
- 公共サービス、社会的支援につなぐ。
- 自分の力で自分を守れるよう支援する。（手洗い、咳エチケット、適度な運動など）



一般社団法人 日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム
一般社団法人 日本公認心理師協会災害支援委員会
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

児童生徒の健康管理のために

特別支援学校の児童生徒への指導にお役立てください。
心身のリフレッシュや運動不足解消のために！



自分手帳の活用

ふくしまっ子健康・体力

自分手帳

My health and physical strength notebook

氏名

福島県教育委員会

運動した日や体重、その日の体調などを記録したり、不安な気持ちを書いておくのもいいかもしれません。

健康状態の記録を指導する際にお役立てください。

臨時休業・出席停止中の 児童生徒の学びの支援

子供の学び応援サイト

～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～

新着情報

令和2年3月18日「小学校」「中学校」「高等学校」を更新

令和2年3月17日「子供の学び応援コンテンツリンク集」「小学校」「中学校」を更新

令和2年3月16日「子供の学び応援コンテンツリンク集」「文部科学省が後援している検定試験」を更新

令和2年3月13日「子供の学び応援コンテンツリンク集」を更新

令和2年3月2日 サイト公開

文部科学省 MEXT

@mextjapan

子供の読書キャンペーン
きみの一冊さがそう!
今こそホンヨモ!もこちらから!
(青少年読書感想文特設サイト)

自由に学ぶ

子供の学び応援
コンテンツリンク集

わくわく
サイエンス
リンク集

児童生徒・保護者の
皆さんへ

リンク用バナーは
こちら

経済産業省 新型コロナウイルス感染症による学校休業対策
#学びを止めない未来の教室



学校の教科等を学ぶ

小学校

中学校

高等学校

特別支援教育

幼児教育



学校の先生・保護者が使えるリンク集

学校の先生・
保護者の方へ

文部科学省HPより

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm